

処遇改善加算現行及び介護職員等特定処遇改善加算（令和元年10月1日から）について

- 職員への処遇改善加算に関する周知徹底事項については毎年職員会議で施設長が発表しています。
- 現行、介護職員処遇改善加算Ⅰを取得しています。
- 令和元年10月1日から特定処遇改善加算Ⅰを取得します。
- 職場環境等の要件について
 - ☆ 資質の向上要件について

受講費用の負担、受講の為にシフトの調整他、（H20年～）

費用を伴う長期の研修

喀痰吸引研修受講支援、4名

認知症実践者研修支援 8名

認知症リーダー研修 6名

※その他研修についても同様に費用負担シフト調整あり
個人的研修についても休暇取得も支援している。

☆ 労働環境・処遇の改善

毎月1回職員会議の開催（時間外手当支給）

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化を図る
勉強会及び各部門とのコミュニケーションを情報交換など

介護職員の負担軽減

特浴ストレッチャー購入

センサーコール等の購入（ベッドセンサー、車いす用センサー、徘徊センサー他）

腰痛予防体操の指導等

事故トラブル対応マニュアルにて責任の明確化

事故対応マニュアルの中に施設の責任のチェック項目あり

育児休業中・・・休業中の職員の欠員のため職員の増員を行っている。

☆ その他

地域との交流

生きがい教室（書道）地域のお年寄りの参加、月1回の地域サロンに開放

地域交流（土曜喫茶、どんたく、飾り山見物、追い山見物、子供山笠）

小中学生の授業の一環の協力（見学、各職種のインタビュー、お年寄りとの交流）

非正規から正規職員への転換 9名（H20年から）

- 毎年、**介護全体の目標**を定め。各フロアでミーティングを行い**フロア目標**をきめている。
介護職員は全員1年の自分の目標を設定し、介護長の提出、1年後に反省と翌年の目標の提出を行っている。
- 評価・・・介護部門での自己評価のほか賞与の前にその都度各それぞれの部門リーダー及び主任が
チェック項目の評価を行い施設長に提出している。